

メルカードスマートフォン保険

merc card smartphone insurance



2025年6月版

メルカードスマートフォン保険（メルカードゴールド用）

insurance book

本書はメルカードゴールドに自動付帯されているスマートフォン保険について
会員の皆様に主な保険の概要をご説明する目的で作成しています。
本保険契約は株式会社メルペイが保険契約者となり保険料を負担し、
会員の皆様が被保険者（保険の補償を受けられる方）とするものです。
普通保険約款および特約条項はメルペイにて保管しています。

**補償内容や保険金請求のお手続き等については、
2ページ以降に詳細を記載してありますのでご確認ください。**

メルカードスマートフォン保険 for mercard GOLD

1. メルカードスマートフォン保険

お持ちのスマートフォンの画面割れ(破損)による損害について、修理費用を補償します。

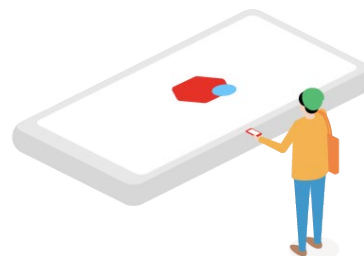
被保険者	下の「補償の対象となる方」をご参照ください。
保険金額／保険期間中総支払限度額	30,000円(1年間で通算して、30,000円を限度とします。)
自己負担額	1事故につき 10,000円
補償開始日	2025年6月1日
引受保険会社	Chubb損害保険株式会社(チャブ保険)

※この保険と同種の他の補償がある場合には、修理費用(修理できない場合は再調達費用)から他の補償からの支払額を差し引いた額に対してこの保険の支払限度額を適用します。

補償の対象となる方

この保険によって補償を受けられるのは、「補償の対象となるスマートフォン」を所有するメルカードゴールド本会員の方です。

事故受付の際に、カードの有効性と本保険の対象者に該当するかについて、
チャブ保険からメルペイに確認を行います。



メルカードスマートフォン保険 for mercard GOLD

補償の対象となるスマートフォン、お支払いの条件

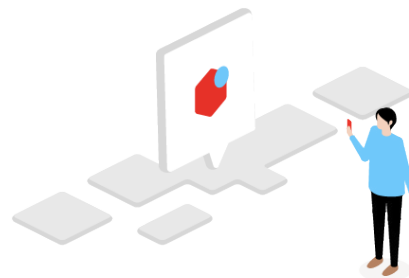
- メルカードゴールド本会員が所有するスマートフォンであること。
※お持ちのスマートフォン1台のみが対象です。
※ご家族の所有するスマートフォンで、通信料の支払いおよび通信契約をメルカードゴールド本会員が行っている場合を含みます。

補償対象のスマートフォンとは

一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。また、補償を受けられる方（被保険者）が所有するもので、日本国内で修理が可能であり、かつ、購入日時を領収書等で確認することができるものに限りします。

ご注意 メルカリにて購入したスマートフォンは対象となりません。

- 保険事故発生時点で、購入後24ヵ月以内のスマートフォンであること。
- 保険事故発生時点で、直近3ヵ月以上連続してメルカードゴールドを用いて対象となるスマートフォンの通信料を決済していること。



2. 保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合

保険金をお支払いする場合

偶然な事故によるスマートフォンの画面割れ(破損*)による損害について、修理費用を補償します。

お支払いに際しては、1回の事故につき、修理費用の額から自己負担額(10,000円)を控除した額をお支払いします。

*破損とは

不測かつ突発的な事故により、補償の対象となるスマートフォンの外装部分に生じたガラス割れ、亀裂、さけ傷、しわ、はがれ、へこみ等の損傷による損害をいいます。ただし、外装部分の損傷が無く、補償の対象となるスマートフォンの内部にのみ生じた損傷(バッテリーの損傷、経年劣化等)に起因する損害は破損とみなさず、対象となりません。

お支払いする場合

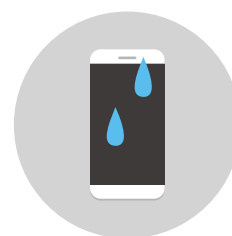


破損

お支払いできない主な場合



火災



水濡れ



盗難



置き忘れ、紛失

等

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次に掲げる損害は、補償の対象となりません。
- a. 会員または保険金を受け取る方の故意
 - b. 盗難、盗難から発見されたのちに補償の対象となるスマートフォン(以下「端末」といいます。)に発見された時点で生じていた破損または汚損
 - c. 水濡れ、水没
 - d. 電氣的、機械的事故
 - e. 端末の製造業者の保証期間中に生じた製造業者の責任において修理されるべき損害またはその場合
 - f. 端末の販売業者または通信業者の提供する端末の補償で修理等、保険の対象である端末の原状回復を受けられる損害またはその場合
 - g. 端末内のバッテリー、内蔵部品等に起因して生じた損害
 - h. 端末の付属物等に起因して生じた損害
 - i. 保険の対象である端末の汚れ、擦損、掻き傷または塗料のはがれ等の単なる外観の損傷
 - j. 保険事故発生時点で、当該保険の対象の通信料を直近3ヵ月連続の決済が確認できない場合
 - k. 保険事故発生時点で、購入後24ヵ月を超えている端末
 - l. 購入後24ヵ月以内であることを購入時の領収書等で確認できない端末
 - m. 被保険者以外の所有する端末
 - n. もっぱら業務の用にのみ使用する端末
 - o. 端末内のデータ、アプリケーション、クラウドに格納されている等のデータの紛失・喪失に起因するすべての損害
 - p. 貿易制裁等を受ける者の所有するスマートフォンの損害に起因して、この保険の提供により、保険契約者である株式会社メルペイまたはこの保険の引き受けを行うチャブ保険が、制裁を受ける可能性があるすべての事由が確認される場合
 - q. サイバー損害による端末の損害
- (2) (1)に加え、次の場合も補償の対象となりません。
- a. 被保険者、法定代理人の故意・重大な過失、法令違反、被保険者と同一世帯の親族の故意
 - b. 自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食その他類似の事由等
 - c. 欠陥
 - d. 加工をほどこした場合
 - e. 戦争、武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
 - f. 公権力の行使
 - g. 核燃料物質、核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性に随伴して生じた損害
 - h. 詐欺、横領
 - i. 置き忘れ、紛失
 - j. 水災、地震、噴火、津波
 - k. 修理費用が10,000円以下の場合
 - l. 複数回のご請求がある場合において、保険期間中総支払限度額を超過する場合
 - m. 修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 等

3. 損害発生の際の保険金の請求について(お手続きの流れ・必要書類)

お手続きの流れ

1. 損害発生の日から遅滞なくチャブ保険までご連絡ください。

チャブ保険 スマートフォン保険 事故報告受付サイト

https://www.chubb.com/jp-jp/claims/mc_sp.html

2. チャブ保険よりお送りする「ご案内」に記載された**必要書類**(*)をご提出ください。

*必要書類

修理費用請求書または修理見積書、購入時の領収書、メルカードご利用代金明細(決済表記内容によっては、これに加えて別の資料の提示をお願いする場合があります。)、損害がわかる写真等。

※修理が不可能な場合は、修理不可能であることを示す修理見積書及び同種同等のスマートフォンを30日以内に再調達した領収書を併せてご提出ください。修理不能による再調達を行う場合30日を超えてからの再調達はこの保険では対象となりません。(修理を行う場合はこの限りではありません。)

※チャブ保険から別途「保険金請求書」をお送りさせていただく場合がございます。

3. ご提出書類を確認のうえ、ご指定の金融機関に保険金をお支払いします。(別途、支払案内をお送りします。)

ご注意

本保険は、各被保険者のスマートフォン毎に設定されている保険期間中総支払限度額(30,000 円)を超えて補償されることはありません。

メルカードスマートフォン保険 for mercard GOLD

必要書類

以下の書類は原則として必要となります。

● 修理費用請求書または 修理見積書	対象スマートフォンの画面破損による損害の修理請求書またはお見積りをご提示ください。
● スマートフォンの購入時の領収書等	補償の対象となるスマートフォンは、事故発生時点で購入後24ヵ月以内のスマートフォンですので、その確認ができる資料をご提出ください。
● メルカードご利用代金明細 (通信料3ヵ月分)	事故発生時点で、直近3ヵ月連続でメルカードゴールドを用いて通信料金の支払いを行っていることが確認できるメルカード利用明細の写しをご提示ください。
● 写真	対象のスマートフォンの損害がわかる写真等をご提出ください。

※チャブ保険から別途「保険金請求書」をお送りさせていただく場合がございます。

スマートフォン保険に関するお問い合わせ先 (事故報告以外の一般のお問い合わせ)

チャブ保険 メルカードスマートフォン保険お問い合わせ窓口

0120-659-147 9:00AM~5:00PM (土日祝・年末年始休)

ご注意 メルカリやメルペイのサービスに関するお問い合わせについては対応できません。

